2　法第十八条の八第一項各号に規定する買取りによる法第二十六条の八第一項に規定する土地等で当該各号に規定するものの譲渡がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十六の二、第六十八条の七十七第十四項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の八十五の三の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十八条の七十六の二第七項第二号イ、第六十八条の七十八第十五項第一号イ又は第六十八条の八十五の三第十四項第二号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3　法第二十六条の八第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十五及び第六十八条の七十六の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第六十五条の四第一項各号に掲げる場合及び同法第六十五条の五第一項各号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

第二十四条第五項及び第六項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第九項中「第二十七条第八項」を「第二十七条第九項」に、「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第十項中「第二十七条第十項（法第二十八条第十六項」を「第二十七条第十一項（法第二十八条第十七項」に、「第二十七条第十項又は第二十八条第十六項」を「第二十七条第十一項又は第二十八条第十七項」に改め、同項第一号中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に、「につき法第二十七条第十一項」を「につき法第二十七条第十二項」に改め、同号ロ及び同項第二号イ中「第二十七条第十項」を「第二十七条第十一項」に改め、同条第十一項中「第二十七条第十項」を「第二十七条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二十七条第十三項」を「第二十七条第十四項」に改め、同条第十四項中「第二十七条第十三項」を「第二十七条第十四項」に改め、同項第一号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十五項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第十六項中「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に、「第二十八条第十七項」を「第二十八条第十八項」に、「第十九条第六項（同条第八項」を「第十九条第七項（同条第九項」に改め、同条第十七項中「第二十七条第十項（法第二十八条第十六項」を「第二十七条第十一項（法第二十八条第十七項」に、「第二十七条第十項の」を「第二十七条第十一項の」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改め、同項第二号中「第二十七条第十項又は第十九条第十項」を「第二十七条第十一項又は第十九条第十一項」に改め、同条第十八項及び第十九項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二十三項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に改め、同条第二十九項及び第三十項中「第二十七条第十三項」を「第二十七条第十四項」に改め、同条第三十三項中「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「第二十七条第七項」を「若しくは第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「及び第七項」を「及び第八項」に改め、同条第三十五項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に、「第二十七条第十項（法第二十八条第十六項」を「第二十七条第十一項（法第二十八条第十七項」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「第十項又は」を「第十一項又は」に改め、同条第三十八項の表の規定により益金の額に算入された金額の項中「第二十七条第十項」を「第二十七条第十一項」に、「第二十八条第十六項」を「第二十八条第十七項」に改め、同条第四十項の表租税特別措置法施行令第三十九条の百八第二項第二号の項、租税特別措置法施行令第三十九条の百九第二項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四第一項第三号の項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に改める。

第二十八条中「この条及び次条」を「第二十九条の二まで」に改める。

第四章中第二十九条の次に次の六条を加える。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家屋の要件等）

第二十九条の二　法第三十八条の二第二項第二号に規定する住宅用の家屋で政令で定めるものは、被災受贈者（同項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）がその居住の用に供する次に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一　一棟の家屋で床面積が五十平方メートル以上であるもの

二　一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が五十平方メートル以上であるもの

2　法第三十八条の二第二項第三号に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者がその居住の用に供する家屋（その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一　当該家屋が前項各号のいずれかに該当するものであること。

二　当該家屋が次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものであること。

イ　耐火建築物（登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。）である家屋　次に掲げるいずれかの要件

(1)　当該家屋がその取得の日以前二十五年以内に建築されたものであること。

(2)　当該家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

ロ　イに規定する耐火建築物以外の家屋　次に掲げるいずれかの要件

(1)　当該家屋がその取得の日以前二十年以内に建築されたものであること。

(2)　イ(2)に掲げる要件

3　法第三十八条の二第二項第四号に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事で相続税法の施行地で行われるもののうち、当該工事に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一　増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替

二　一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（前号に掲げる工事に該当するものを除く。）

イ　その区分所有する部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替

ロ　その区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ハ　その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）